

令和4年度 第6回富山地方最低賃金審議会議事録

1. 日 時

令和5年3月17日（金） 15:00～15:30

2. 場 所

富山労働総合庁舎5階 大会議室

3. 出席者

公益代表委員 長尾会長、柳原委員、両角委員、堀岡委員
労働者代表委員 中野委員、大森委員、石垣委員、鈴木委員
使用者代表委員 寺山委員、江下委員、八田委員、藤井委員、毛利委員
事 務 局 吉岡労働局長、山越賃金室長、三鍋賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 令和5年度特定最低賃金改正に係る意向表明について
- (2) 令和4年度最低賃金改正状況について
- (3) その他

5. 資料

別添のとおり

6. 議事内容

[三鍋賃金室長補佐] それでは、定刻となりましたので、今年度第6回の本審を始めさせていただきますと思います。

本日は、公益代表の高倉委員及び労働者代表の山本委員が御欠席ですが、定足数を満たしており、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

また、本日の審議会は「公開」としておりましたが、傍聴の申込みはございませんでした。

なお、皆様には既にお知らせさせていただいておりますが、労働者代表の森川委員、岩崎委員、長山委員が退任され、資料No.1のとおり、令和5年2月16日付けをもって大森委員、山本委員、鈴木委員に当審議会の労働者代表委員に御就任いただいておりますので、御紹介させていただきます。

大森委員でございます。電機連合富山地方協議会 事務局長でいらっしゃいます。

鈴木委員でございます。UAゼンセン富山県支部 次長でいらっしゃいます。

本日は御欠席ですが、山本委員は、イオンリテールワーカーズユニオン 北陸信越グループ 事務局次長でいらっしゃいます。

それでは、議事進行を長尾会長にお願いしたいと存じます。

[長尾会長] ただ今から、令和4年度第6回富山地方最低賃金審議会を開催いたします。

なお、本日の審議会につきましては、先程事務局から説明がありましたが、傍聴の申込

みはございませんでしたので、よろしくお願ひいたします。

議事に移らせていただきます。議事1の「令和5年度特定最低賃金改正に係る意向表明について」ですが、富山労働局長に対して、改正の申出を行うとの意向表明がなされたということですので、事務局から報告してください。

[山越賃金室長] 特定最低賃金改正に係る意向表明の状況を御報告申し上げます。

資料No.2を御覧ください。1枚目は、意向表明の状況を事務局で取りまとめた一覧でございます。2枚目以降に、各意向表明書の写しを添付しておりますので、併せて御覧ください。

1枚目の一覧にございますとおり、令和5年度につきましては、「富山県玉軸受」から始まる一般機械・自動車部品製造業関係の最低賃金、「富山県電子部品」から始まる電気機械器具製造業関係の最低賃金、及び「富山県百貨店、総合スーパー最低賃金」の3業種の特定最低賃金につきまして、改正の意向表明がなされております。

意向表明者は、それぞれ一覧に記載のとおりでございます。

また、申出の時期は、いずれも令和5年7月末となっております。

以上です。

[長尾会長] 今ほど事務局から意向表明について報告がございましたが、令和5年度の申出に関しまして、本会議で労使各側の意向を確認しておきたいと存じます。

まず、労働者側にお伺いします。労働者側の御意向は、今ほどの意向表明のとおりでよろしいでしょうか。

[中野委員] はい。

[長尾会長] ありがとうございます。

続きまして、使用者側は、今ほどの意向表明について御意見等ございますでしょうか。

[寺山委員] 特にありません。

[長尾会長] ありがとうございます。

それでは、3業種の特定最低賃金について、来年度、改正申出の意向があることを確認いたしました。

次に、議事2の「令和4年度最低賃金改正状況について」に関しまして、事務局から説明してください。

[山越賃金室長] 本年度の最低賃金改正状況について御説明申し上げます。

資料No.3を御覧ください。これは、本年度における全国の地域別最低賃金の改正状況をランク別に取りまとめたものです。

今年度は、中央最低賃金審議会で地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安はA・Bランクにおいて31円、C・Dランクにおいて30円と示されたなか、全国で最低賃金の改正決

定審議が行われたのですが、結果として、中賃の目安通り引上げで決定したものが富山県を含む 25 県、中賃の目安を上回る金額で決定したものがオレンジ色で色付けした 22 県となりました。全国加重平均としては引上げ額 31 円、引上げ率 3.33%となっております。また、効力発生年月日については、令和 4 年 10 月 1 日発効が 22 県、10 月 2 日以降の発効となったものが青色で色付けした 25 県となりました。

最低賃金額が最も高いものは東京都の 1,072 円、最も低いものは沖縄県を含む 10 県の 853 円となります。これは金額差で 219 円、割合で 79.6%となります。

次に、資料No.4 を御覧ください。これは、富山県における最低賃金の改正等の状況を、過去 10 年にわたって取りまとめた一覧表です。金額欄が黄色のものは、当該年度に改正決定されたものを示しております。

地域別最低賃金につきましては、本年度、時間額を 31 円引き上げて 908 円とし、令和 4 年 10 月 1 日に発効しております。

特定最低賃金につきましては、本年度、3 業種が改正されており、「玉軸受」から始まる一般機械・自動車部品製造業関係は時間額を 26 円引き上げて 960 円、「電子部品」から始まる電気機械器具製造業関係は時間額を 31 円引き上げて 910 円、「百貨店、総合スーパー」は時間額を 25 円引き上げて 915 円とし、いずれも年内に発効しております。

続きまして、資料No.5 を御覧ください。これは、今年度の富山地方最低賃金審議会の開催状況を取りまとめたものです。

詳細な説明は省略いたしますが、本日の本審を含め、19 回にわたって御審議をいただいております。誠にありがとうございました。

来年度につきましても、基本的には同じようなスケジュールになると考えております。ただ、来年度は会長選出等のため、第 1 回の審議会は 5 月ころになると考えております。

最低賃金の改正状況等については、以上でございます。

[長尾会長] 今ほどの説明について、御意見等がございましたらお願いいたします。労働者側はいかがでしょう。

[中野委員] 特にありません。

[長尾会長] 使用者側はいかがでしょう。

[寺山委員] 特にありません。

[長尾会長] 続きまして、議事 3 「その他」となっておりますが、何かございますか。

[労使各側委員] ありません。

[長尾会長] 事務局から何かございましたらお願いします。

[山越賃金室長] 特にございませぬ。

[三鍋賃金室長補佐] 本年度最後の審議会ですので、富山労働局長から御挨拶申し上げます。

[吉岡労働局長] 本日は長尾会長を始め、委員の皆様方、御多用のところ本審に御出席いただきまして、誠に感謝を申し上げます。本年度の最低賃金審議会の審議を終えることに当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、地域別最低賃金及び特定最低賃金の改正審議に当たり、真摯な御議論を賜り、誠にありがとうございました。おかげをもちまして、地域別最低賃金は10月1日付けで、特定最低賃金もすべて昨年内に、滞りなく発効することができました。重ねて御礼申し上げます。

富山労働局では、最低賃金の周知・広報または履行確保に引き続き取り組んでまいりますとともに、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援するため、「業務改善助成金」の活用や「働き方改革推進支援センター」の利用の促進を図り、最低賃金の引上げ支援に努めてまいりたいと思っております。

委員の皆様方におかれましては、引き続き賃金行政の御理解と御協力をよろしく願いたします。

最後になりますが、今年度一年間大変お世話になり、誠にありがとうございました。

[長尾会長] 以上をもちまして、予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

本日の審議会の議事録確認担当委員には、私のほか、
労働者側代表委員からは、大森委員
使用者側代表委員からは、寺山委員
をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] それでは、大森委員と寺山委員には、後日、議事録を御確認いただくこととなりますので、よろしく願いたします。

最後になりますが、この1年間、委員の皆様には、本審議会の調査審議に格別の御協力をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審議を終了いたします。